

群馬大学大学院情報学研究科研究指導教員委員会内規

令和 6. 4. 1 制定

(設置)

第1条 群馬大学大学院情報学研究科（以下「研究科」という。）に、群馬大学大学院情報学研究科研究指導教員委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の研究指導教員の資格審査に関すること。
- (2) 研究科の授業担当教員の資格審査に関すること。
- (3) その他研究科担当教員に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長が指名し、教授会の承認を得た委員長 1人
- (2) 情報学研究科研究指導教員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、資格審査に関する具体的事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。